

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	宮津市

宮津市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名	宮津市 産業経済部 農林水産課
所在地	京都府宮津市字柳縄手345番地の1
電話番号	0772-45-1645
FAX番号	0772-25-1691
メールアドレス	nougyou@city.miyazu.kyoto.jp

目 次

はじめに	1
1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 (1) 被害の現状（令和5、6、7年度平均） (2) 被害の傾向 (3) 被害の軽減目標 (4) 従来講じてきた被害防止対策 (5) 今後の取組方針	2 2～3 3 3～4 4～5
3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 (1) 対象鳥獣の捕獲体制 (2) その他捕獲に関する取組 (3) 対象鳥獣の捕獲計画 (4) 許可権限移譲事項	5 5 6～7 7
4 防護柵の設置等に関する事項 (1) 侵入防止策の整備計画 (2) 侵入防止策の管理等に関する取組	7 7
5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	8
6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項 (1) 関係機関等の役割 (2) 緊急時の連絡体制	8 8
7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	8
8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項 (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法 (2) 処理加工施設の取組 (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	8～9 9 9
9 被害防止策の実施体制に関する事項 (1) 協議会に関する事項 (2) 関係機関に関する事項 (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (4) その他被害防止施策の実施体制	9～10 10 10 10
10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	10

はじめに

宮津市における野生鳥獣による被害は、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルの出没による農林業及び生活環境への被害があり、また、ヌートリアその他獣類（ヌートリア、アナグマ、ハクビシン等の小動物のことをいう。以下同じ。）による農作物被害、家屋侵入被害のほか、鳥類による水稻、豆類、果樹、野菜等への食害が生じている。とりわけ、令和5、6、7年度平均における販売目的の農作物への被害は、被害面積が836.5アール、被害金額が10,809千円となっており、農業者の営農意欲の低下による遊休農地の増加をもたらすなど、地域の農業者等の高齢化を背景に、農業生産活動の衰退、さらには集落機能の維持が危ぶまれる深刻な状況となっている。

宮津市では、農家組合等が設置する電気柵や金網柵等の防除施設や箱わなの購入に対する支援を実施するなど、被害の未然防止に努めてきたが、近年、ニホンジカによる被害の増加が著しく、さらなる被害減少に向け、①個体群管理、②侵入防止対策、③生息環境管理の総合的な対策を、地域と関係機関・団体等が一体となり計画的に継続して実施することが必要である。

このようなことから、鳥獣被害の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、農林業被害の軽減及び野生鳥獣の生息環境の維持を図り、もって、農林業の発展と振興に寄与することを目的に、宮津市鳥獣被害防止計画を策定するものである。

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリア その他獣類、カラスその他鳥類
計画期間	令和8年度から令和10年度まで
対象地域	宮津市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5、6、7年度平均）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(a)	金額(千円)
イノシシ	水稲、豆類、野菜	284.8	3,272
ニホンジカ	水稲、豆類、果樹、野菜、工芸 作物（そば）	506.2	6,739
ニホンザル	豆類、果樹、野菜	1.5	37
ツキノワグマ	果樹、野菜	3.2	111
ヌートリア その他獣類	水稲、豆類、野菜	13.5	335
カラス その他鳥類	水稲、豆類、果樹、野菜	27.3	315
合計		836.5	10,809

※令和5、6、7年度の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査票」から引用した平均値

(2) 被害の傾向

イノシシ	年間を通じて市内全域で出没し、水稲、豆類、野菜等に大きな被害を与えている。また、農地や畦畔等の農業基盤のほか、宅地の掘り起しなど生活環境への被害も発生している。
ニホンジカ	年間を通じて市内全域で出没し、水稲、豆類、野菜等に大きな被害を与えている。また、夜間に鉄道、道路等で車両と衝突事故も発生し、市民生活に影響を及ぼしている。
ニホンザル	令和6年度までの個体数調整計画によって宮津A群の個体数は減少したが、年間を通じて養老・日ヶ谷地区で出没し、家庭菜園や自家消費用の豆類、果樹、野菜等に被害を与えている。また、住居等へ侵入するなどの生活環境への被害も発生している。
ツキノワグマ	夏から秋にかけて市内全域で出没し、果樹、野菜等に被害を与えている。集落（庭先）の柿などを狙って出没しているほか、近年は市街地、道路等でも目撃情報が多くあり、市民生活に影響を及ぼしている。
ヌートリア その他獣類	年間を通じて市内全域で出没し、水稲、豆類、野菜等に被害を与えている。また、住居、物置等へ侵入するなどの生活環境への被害も発生している。

カラス その他鳥類	年間を通じて市内全域で出没し、水稻、豆類、果樹、野菜等に被害を与えている。
--------------	---------------------------------------

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5、6、7年度平均)	目標値 (令和10年度)
被害金額	イノシシ	3,272 千円	2,290 千円
	ニホンジカ	6,739 千円	4,717 千円
	小計	10,011 千円	7,007 千円
	ニホンザル	37 千円	37 千円
	ツキノワグマ	111 千円	111 千円
	ヌートリアその他獣類	335 千円	335 千円
	カラスその他鳥類	315 千円	315 千円
	小計	798 千円	798 千円
	合計	10,809 千円	7,805 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ア 捕獲体制 京都府猟友会宮津支部猟友会と委託契約を締結し、捕獲班員20名（令和7年度）の体制により有害鳥獣駆除業務を実施している。（京都府補助事業を活用）</p> <p>イ 捕獲対策</p> <p>(ア) イノシシ、ニホンジカ 捕獲班員による箱わな、くくりわなでの捕獲に加え、年に1又は2回、鳥獣被害対策実施隊等による銃器での巻狩りを実施している。また、農家組合等が保有する箱わなの購入に対し支援を行っている。</p> <p>(イ) ニホンザル 鳥獣被害対策実施隊による箱わなや銃器での捕獲を実施している。</p> <p>(ウ) ツキノワグマ 京都府第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画-ツキノワグマ-に基づき、防除及び捕獲対策を実施している。</p> <p>(エ) ヌートリアその他獣類 捕獲班員による小動物用箱わなでの捕獲を実施している。</p> <p>(オ) カラスその他鳥類 被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊による銃器での捕獲を実施することとしている。</p> <p>ウ 処理方法 捕獲鳥獣は、宮津市有害鳥獣処理施設での減容化処理のほか、一部（搬出が困難など）の捕獲個体は現地理設を行っている。また、</p>	<p>① 捕獲班員の高齢化により労務負担が重くなっていることから、若手捕獲班員の育成・増員が急務となっている。</p> <p>② イノシシ・ニホンジカの箱わなについて、捕獲効率の悪い箱わなが一部あることから、適正な管理や他の場所への移動を行う必要がある。</p>

	ニホンジカについては、民間事業者（国産ジビエ認証取得施設）によるジビエ活用もやっている。	
防護柵の設置等に関する取組	<p>ア 防護柵の設置(イノシシ、ニホンジカ対策) 農家組合等が設置する防護柵（電気柵、金網柵等）の購入に対し支援を行っている。（宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会による国庫補助事業、市単独事業）</p> <p>イ 追払いの実施(ニホンザル対策ほか) 鳥獣被害対策実施隊や地域住民による追払い活動を行っている。（追払い資材の提供）</p>	<p>① 防護柵の設置効果が十分に得られていない場所があり、適切な設置や維持管理方法の普及を図る必要がある。また、集落外周に一体的に設置した防護柵の効果を維持するには、設置後の集落での点検・維持管理体制の確立が必要である。</p> <p>② 集落において、特定の人だけで追払いやその他の防除対策を行っている場合が多く、集落ぐるみで取り組む体制の確立が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	集落や農地の不要残渣、放任果樹の除去等の普及啓発を行っている。	農地管理者の高齢化が進んでおり、集落ぐるみで取り組む体制の確立が必要である。

(5) 今後の取組方針

共通事項	<p>イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヌートリア等の野生鳥獣による農作物や生活環境への被害は、依然として市域の広範囲で発生し、今後も継続した対策を実施する必要がある。特に、イノシシ、ニホンジカによる被害が著しく、さらなる被害軽減に向けた取組が必要である。</p> <p>これまでの捕獲と防除の対策を基本として、地域と関係機関・団体等が一体となり、①個体群管理、②侵入防止対策、③生息環境管理の総合的な被害防止対策を進める。</p> <p>なお、捕獲については、猟友会の捕獲班員の高齢化等を考慮すると、若手捕獲班員の確保が急務であり、活動条件を整えるため狩猟免許取得経費や銃器購入に対する支援を行うなど若手捕獲班員の増員を図る。また、効率的かつ効果的な捕獲を推進するため、ICT技術等を活用した捕獲機器等の先進事例を研究し、宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会等が主体となった各種研修等の実施により、被害防除の知識等の普及・啓発を図る。</p>
イノシシ	<p>捕獲対策については、被害地域における箱わな、くくりわなによる捕獲を実施するほか、捕獲班員にくくりわなの資材を提供し、直近の出没痕跡がある農地付近の獣道等にくくりわなを設置し積極的な捕獲を行うとともに、既存の箱わなで捕獲効率の悪いものは、市、猟友会等が連携して適正管理、配置等の指導</p>

	<p>を行い、効果的な捕獲を推進する。</p> <p>防除対策については、防護柵（電気柵、金網柵等）の未設置箇所や更新への対策を講じるとともに効率的かつ効果的に困る取組みを推進する。</p>
ニホンジカ	<p>捕獲対策については、被害地域における箱わな、くくりわなによる捕獲を実施するほか、捕獲班員にくくりわなの資材を提供し、直近の出没痕跡がある農地付近の獣道等にくくりわなを設置し、積極的な捕獲を行うとともに、既存の箱わなで捕獲効率の悪いものは、市、猟友会等が連携して適正管理、配置等の指導を行い、効果的な捕獲を推進する。</p> <p>防除対策については、ニホンジカ対策用の防護柵の普及を図るとともに、従来のイノシシ用からニホンジカにも対応できる機能を備えた防護柵の設置を支援する。</p>
ニホンザル	<p>捕獲対策については、鳥獣被害対策実施隊員による箱わなや銃器での捕獲対策を実施する。</p> <p>防除対策については、必要に応じてサル対策用の防護柵の設置への支援を行う。また、出没の多い地域には農作物残渣等誘引物の除去に係る指導や啓発を図るとともに、集落ぐるみの自主的な追払い活動を推進するため追払い資材の提供を行う。</p>
ツキノワグマ	<p>京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、出没状況に応じてドラム缶檻での被害防止捕獲、予察捕獲を行う。また、市域での目撃情報が頻発し、農作物被害の拡大に加え、人身被害の可能性も高まっていることから、出没の多い地域には集落内で不要となっている果樹等誘引物の除去に係る指導や啓発を図る。</p>
ヌートリア その他獣類	<p>小動物用箱わなによる捕獲を実施する。また、出没の多い集落等に防護柵の設置や農作物残渣等誘引物除去などの自己防衛策の普及・啓発を行う。</p>
カラス その他鳥類	<p>被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊員による銃器での捕獲対策を実施する。また、出没の多い地域には農作物残渣等誘引物の除去に係る指導や啓発を図るとともに、集落ぐるみでの自主的な追払い活動を推進するため追払い資材の提供を行う。</p>

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、従来どおり猟友会との委託契約により、捕獲班を編成するものとし、野生鳥獣の捕獲作業の軽減や有効利用のため、関連する加工処理業者等と連携しながら、持続可能な捕獲体制を構築する。

このほか、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）第9条の規定による鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲体制の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリアその他獣類、カラスその他鳥類	○銃猟免許、わな猟免許取得経費に対する補助
令和9年度		○新規猟銃購入に対する補助
令和10年度		○小動物用箱わなの貸出

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		◇参考；年度別捕獲実績		
		令4	令5	令6
イノシシ	例年、農作物被害を出しているが、前期計画期間に流行していた豚熱の落ち着きと共に生息数が回復すると見込まれ、これに伴い捕獲数も増加すると見込まれるほか、くくりわなでの捕獲を推進することも考慮し、400頭を設定する。	71頭	281頭	349頭
ニホンジカ	例年最も農作物被害を出しているところ、過去3年間の捕獲実績の平均値及び上昇率のほか、くくりわなでの捕獲を推進することも考慮し、800頭を設定する。	514頭	619頭	742頭
ニホンザル	ハナレザル等のオス猿による悪質な被害について被害防止捕獲を必要な範囲で行うものとし、捕獲計画数は設定しない。	9頭	8頭	9頭
ツキノワグマ	ツキノワグマの捕獲については、京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、年間捕殺上限数が設けられているため、捕獲計画数は設定しない。ただし、集落内等への出没状況に応じ捕獲対策を実施する。	10頭	10頭	40頭
ヌートリアその他獣類	農作物被害、住宅地での生活環境被害が発生していることから、過去3年間の捕獲実績の平均を参考に150頭を設定する。	82頭	138頭	166頭
カラスその他鳥類	被害状況に応じ、追払い資材での追払い、銃器による捕獲を考慮し、10羽を設定する。	0羽	0羽	0羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンジカ	800頭	800頭	800頭
ニホンザル	— 頭	— 頭	— 頭
ツキノワグマ	— 頭	— 頭	— 頭
ヌートリアその他獣類	150頭	150頭	150頭
カラスその他鳥類	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容		
イノシシ ニホンジカ	捕獲の手段	銃器、箱わな、くくりわな、手捕り等
	捕獲の時期	通年（狩猟期間は網掛り・事故獣(手捕り)に限る)
	捕獲の場所	市内全域

捕獲等の取組内容		
ニホンザル	捕獲の手段	銃器、箱わな等
	捕獲の時期	通年（京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づく）
	捕獲の場所	養老・日ヶ谷地区
ツキノワグマ	捕獲の手段	ドラム缶檻、銃器等
	捕獲の時期	主に夏から秋に被害発生状況に応じて被害防止捕獲を実施（京都府の第二種特定鳥獣管理計画に基づく）
	捕獲の場所	市内全域
ヌートリアその他獣類	捕獲の手段	小動物用箱わな
	捕獲の時期	通年
	捕獲の場所	市内全域
カラスその他鳥類	捕獲の手段	銃器、網等
	捕獲の時期	被害発生状況に応じて捕獲を実施
	捕獲の場所	市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的で行う鳥獣の捕獲等の許可事務等のうち、イノシシ及びニホンジカ並びにヌートリアその他獣類及びカラスその他鳥類については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）に基づき既に宮津市に事務委任されており、事務執行において支障等がないことから、当該事務委任により、継続して実施するものとする。

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
ニホンジカ	金網柵	金網柵	金網柵
ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵
ツキノワグマ	複合柵など 12km	複合柵など 10km	複合柵など 10km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発	防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発	防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発
ニホンジカ			
ニホンザル			
ツキノワグマ			

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

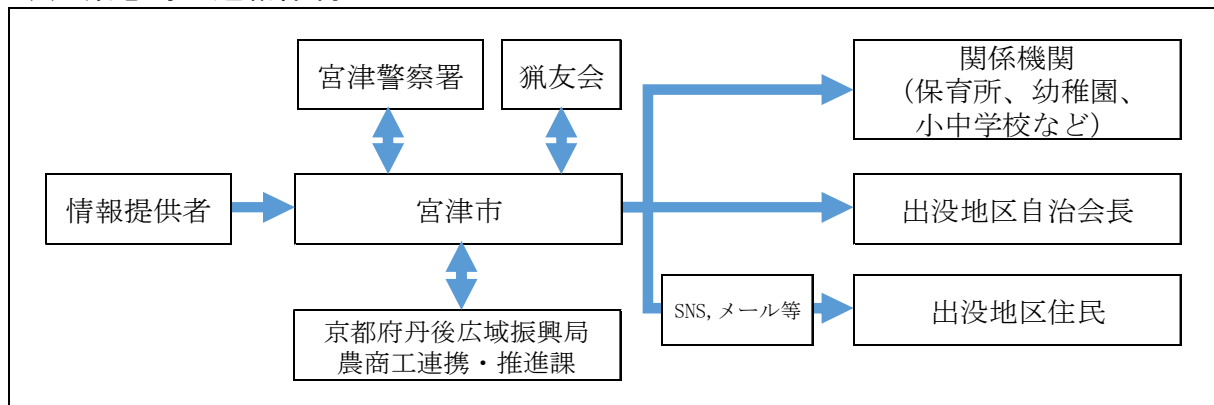
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリアその他獣類、カラスその他鳥類	集落、農地の不要残渣・放任果樹等の除去の普及啓発
令和9年度		
令和10年度		

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等との情報共有、連絡・調整 ○宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会の事務局 ○各種対策の立案 ○猟友会への捕獲実施の連絡・調整 ○住民、学校等への注意喚起、緊急パトロール
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○クマ出没等の緊急対応、必要に応じて現地確認等 ○猟友会への捕獲依頼・許可
宮津警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急パトロール、住民等への安全確保、注意喚起等 ○警察官職務執行法第4条による避難等の命令・措置
京都府猟友会宮津支部 猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ○クマ出没等の緊急対応、必要に応じて現地パトロール ○関係機関等との協議による緊急的な捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場から搬出し、宮津市有害鳥獣処理施設等で減容化処理を行う。搬出が困難な個体は、捕獲現場で適切に埋設処理を行う。
また、ジビエ利用が可能な個体については、市内の民間事業者（ジビエ食肉加工施設）で受け入れ、ジビエ食材等として有効活用を図る。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内の民間事業者において、都市圏の飲食店等を中心に食材としてのジビエの出荷がある。現在（令和7年度）は月300
----	---------------------------------------------------------

	kg程度の出荷があり令和10年度には月400kgを目指している。 食育や体験イベント、商品開発など通じて地元でのジビエの利活用の推進方法の研究を行う。
ペットフード	関連する加工業者等と連携し、商品開発に向けた研究や市場調査の実施を検討する。
皮革	関連する加工業者等と連携し、商品開発に向けた研究や市場調査の実施を行う。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等）	<p>関連する加工業者等と連携し、商品の開発に向けた研究や市場調査の実施を検討する。</p> <p>※ ジビエ加工施設での屠体給餌用処理は、屠体給餌やペットフード素材としての活用方法により、捕獲個体の全頭利用が可能か検討する。</p> <p>「屠体給餌」とは、屠畜（とちく ※家畜などを食肉・皮革などにするために殺すこと）した動物を、毛や皮、骨が付いたままの野生本来の環境に近い状態で飼育動物に与える給餌方法のこと。</p>

(2) 処理加工施設の取組

<p>市内の民間事業者において、有害鳥獣捕獲した対象鳥獣を食肉、ペットフード等へ有効利用する仕組みづくりや、捕獲者、農業者の負担軽減に資するICT機器を活用した捕獲の方法・体制を研究する。</p> <p>○上世屋獣肉店【国産ジビエ認証店】（世屋地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間処理目標頭数 ニホンジカ300頭を目標とする。 ・ジビエ残渣の処理 上世屋獣肉店運営推進協議会で整備した小規模焼却施設により処理する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<p>市内の民間事業において、処理作業向けに衛生的な処理技術に係る研修会などへ参加している。</p> <p>今後、狩猟者や農業者等に対し、捕獲個体の有効利用の勉強会や解体技術講習会等を開催し、野生鳥獣の有効利用の促進を行う。</p>

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

ア 被害防止対策協議会

協議会の名称	宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会
構成機関の名称	役割
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ○総合窓口、総合調整 ○事務局の設置
宮津地方森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ○林業者等からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○バッファゾーン整備及び整備後管理に関する指導・助言
京都府猟友会宮津支部 猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ○被害防止捕獲 ○狩猟に関する知識・経験を生かした野生鳥獣被害防止対策の指導・助言 ○効果的な捕獲のための研修会等の開催、新規の狩猟免許取得者の育成 ○狩猟期間における捕獲鳥獣の情報提供
京都農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者等からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○被害防止資材の設置方法等に係る指導・助言

宮津市農業委員会	○農業者等からの鳥獣被害の情報収集、情報提供
農家組合	○集落・地域の農家等からの鳥獣被害状況の情報収集、捕獲班員への積極的な情報提供 ○保有等する箱わなについて、有害鳥獣捕獲許可期間における見回り、えさやりを実施 ○集落・地域の農家等への狩猟免許取得の斡旋 ○集落ぐるみの被害防止対策に取り組む体制づくり
京都府緑の指導員 (学識経験者)	○狩猟者等からの情報収集、情報提供
宮津警察署	○猟具の適正な使用等に関する捕獲班員への指導・助言 ○対象鳥獣による住民の生命身体又は財産に係る被害が発生する場合の安全確保対策の指導・助言
京都府（丹後地域野生鳥獣被害対策チーム）	○被害防止対策の先進的な取組や近隣市町の状況など広域的な視点からの情報提供 ○鳥獣被害現場における技術指導・助言
京都府農業共済組合 丹後支所	○共済加入者からの鳥獣被害状況の情報収集、情報提供 ○共済事業に関する本協議会との連携
上世屋獣肉店運営推進協議会	○ジビエ利活用に関する情報収集、情報提供、技術的助言 ○ジビエに関わる人材の育成、ICT 機器等の活用

イ その他協議会

協議会の名称	上世屋獣肉店運営推進協議会
構成員等	役割
上世屋獣肉店代表	○ジビエ利用促進のため、適正な捕獲・解体処理・加工調理技術の啓蒙普及、安全で高品質なジビエの安定的な流通体制の構築などに取り組んでいながら連携範囲を広げていく。 ○国産ジビエ認証施設の優位性を活かし、ジビエ肉の付加価値を高め、ジビエ利用の拡大を進める。
ふる里会議世屋役員	
上世屋農地保全会役員	
宮津市農業委員会委員	
宮津市 産業経済部農林水産課	
狩猟者等	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
林野庁 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所	○オブザーバー参加 ○国有林とその周辺地域における農林業、生態系その他への被害を防止するため、協力して対策を推進する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員の増員等による体制の強化を図り、定期的な追払い・捕獲の実施や被害防除技術の普及・指導等の取組を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。
